

「自分の山の木なら、自由に伐ってもいい。」
 こんなふうに思っている森林所有者の方は
 いらっしやいませんか？

農林課コナー

立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出することが
 法律で義務づけられています!!

伐採及び伐採後の造林届出はなぜ必要なの？

森林は木材という資源の生産だけではなく、水資源の育み、山地災害の防止、二酸化炭素の固定と酸素の供給、良好な景観や野生生物の生活の場の提供など、多くの公益的な機能を有しています。

無秩序な伐採により、森林の大切な働きが失われることのないよう森林の立木を伐採するときには（個人の持ち物であっても）届出していただくものです。

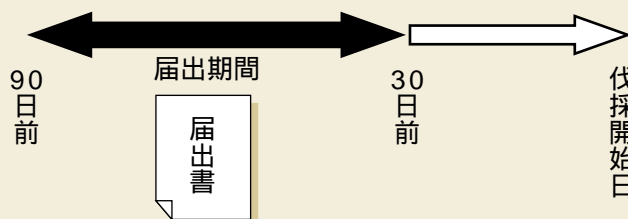
誰が届出を行うの？

森林所有者（自分で伐採する場合、または請負による伐採の場合）

伐採業者などが森林所有者から山林の立木を買い受けて伐採する時は買い受けた人または森林所有者

届出の時期はいつ？

伐採を始める90日から30日前までです。



届出の提出先は？

対馬市農林課又は各支所地域振興課

届出をしないとどうなるの？

30万円以下の罰金に処せられます。（森林法第207条）



詳細は、対馬市農林課

0920(53)6111（担当 八島）

又は各支所地域振興課へお問い合わせください。

長崎地方裁判所厳原支部 0920(52)0067

【お知らせ】裁判員制度に関する出前説明会を随時受け付けて
 あります。職場や学校、地域の集まりの場にも出
 向きますので、お気軽にお申し込みください。

A 裁判所に来ていただく日の日当や交通費のほか、裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊しなければならぬ場合は、宿泊費が支払われます。日当の具体的な金額は、裁判員候補者の方は、1日あたり8千円以内、裁判員及び補充裁判員の方は、1日あたり1万円以内となります。また、宿泊費については、宿泊する地域によって異なりますが、長崎の場合は7千8百円になります。

A 諸外国では、陪審員が裁判が終わるまで自宅に帰ることを許さないという例もありますが、裁判員制度ではそのようなことはありません。しかし、対馬市在住の方は、長崎地方裁判所本庁（長崎市）からご自宅は遠距離ですので、ホテル等に宿泊していただくことになるでしょう。裁判員（候補者）になったら、日当や交通費はもらえますが、もらえるとしたら、いくらですか。

裁判が1日で終わらない場合、裁判員は自宅に帰れないのですか。

裁判員制度 Q & A [6]

平成21年5月21日から
 はじまる裁判員制度に
 ついて解説します。
 あなたも裁判員に選ば
 れるかも！

